

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区副区長定数条例の一部を改正する条例（1）……………2
- 世田谷区組織条例の一部を改正する条例（2）……………2
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（3）……………3
- 世田谷区公文書管理条例（4）……………5
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（5）……………6
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（6）……………6
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（7）……………6
- 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例（8）……………9
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（9）……………10
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（10）……………10
- 世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（11）……………10
- 世田谷区児童福祉審議会条例の一部を改正する条例（12）……………10
- 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（13）……………10
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（14）……………10
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（15）……………10
- 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（16）……………10
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（17）……………12
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（18）……………14
- 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例（19）……………14
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例の一部を改正する条例（20）……………14
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（21）……………14
- 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（22）……………14
- 世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改

- 正する条例（23）……………15
- 規 則
- 世田谷区公文書管理委員会規則（11）……………16
- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（12）……………16
- 世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則（13）……………17
- 世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（14）……………18
- 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（15）……………18
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（16）……………20
- 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（17）……………23
- 世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則（18）……………23

### 条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和2年3月4日  
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第1号**  
世田谷区副区長定数条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第2号**  
世田谷区組織条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第3号**  
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第4号**  
世田谷区公文書管理条例
- 世田谷区条例第5号**  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第6号**  
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第7号**  
世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第8号**  
世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例
- 世田谷区条例第9号**  
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第10号**  
世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第11号**  
世田谷区子ども条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第12号**  
世田谷区児童福祉審議会条例の一部を改

- 正する条例
- 世田谷区条例第13号**  
世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第14号**  
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第15号**  
世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第16号**  
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
- 世田谷区条例第17号**  
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- 世田谷区条例第18号**  
世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第19号**  
世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第20号**  
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第21号**  
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第22号**  
世田谷区自転車条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第23号**  
世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

世田谷区副区長定数条例の一部を改正する条例  
 世田谷区副区長定数条例（昭和39年4月世田谷区条例第31号）の一部を次のように改正する。  
 本則中「に副区長2人を置く」を「の副区長の定数は、3人以内とする」に改める。  
 附 則  
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区組織条例の一部を改正する条例  
 世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。  
 第1条の表総務部の項の次に次のように加える。  
 危機管理部  
 第1条の表生活文化部の項中「生活文化部」を「生活文化政策部」に改め、同表保健福祉部の項中「保健福祉部」を「保健福祉政策部」に改め、同表子ども・若者部の項の次に次のように加える。  
 保育部  
 第1条の表道路・交通政策部の項中「道

世田谷区公報

<p>路・交通政策部」を「道路・交通計画部」に改める。</p> <p>第2条の表総務部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>危機管理部</p> <p>(1) 災害対策、危機管理及び地域生活の安全に関する事。</p> <p>第2条の表生活文化部の項中「生活文化部」を「生活文化政策部」に改め、同表保健福祉部の項中「保健福祉部」を「保健福祉政策部」に改め、同表子ども・若者部の項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 児童及び母子の福祉に関する事（児童相談所に関する事（児童相談所長の権限に関する事を除く。）を含む。）。</p> <p>第2条の表子ども・若者部の項の次に次のように加える。</p> <p>保育部</p> <p>(1) 保育に関する事。</p> <p>(2) 保育に係る施策の計画及び調整に関する事。</p> <p>第2条の表道路・交通政策部の項中「道路・交通政策部」を「道路・交通計画部」に改め、同項第1号及び同表土木部の項第1号中「及び監察の統括」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条中「謄抄本」を「謄本若しくは抄本」に改める。</p> <p>別表第1の1の項中「書面の交付」の次に「（世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合を除く。）」を加え、「謄抄本」を「謄本又は抄本の交付」に改め、同項の次に次のように加える。</p>
---	--

1の2	戸籍法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付（世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合に限る。）	戸籍の全部又は個人の記録事項の証明手数料	1通につき 350円	交付のとき。
-----	--	----------------------	------------	--------

<p>別表第1の3の項中「謄抄本」を「謄本又は抄本の交付」に改め、同表の71の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。</p>	<p>別表第2備考第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。</p>	<p>別表第3第5の部2の款を次のように改める。</p>
---	---	------------------------------

2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	イ 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円		
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円		
			ロ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
				ハ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
					当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円

		1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ)による場合	計が200平方メートル以上のもの		
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分		(イ) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
			(ロ) フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
			(ハ) 仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該住宅部分の床面積	157,000円

世田谷区公報

			積の合計が5,000平方メートル以上のもの	
ロ 非住宅部分	(イ) モデル建物法による場合		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
		(ロ) 標準入力法等による場合		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

別表第3備考中第8項を第12項とし、第7項の次に次の4項を加える。

8 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。

9 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。

10 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。

11 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。

別表第3備考に次の2項を加える。

13 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

14 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の

申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、別表第1の1の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び同表の3の項の改正規定は令和2年3月10日から、同表の71の項の改正規定は同年4月1日から施行する。

世田谷区公文書管理条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 公文書の管理（第4条―第10条）
- 第3章 世田谷区公文書管理委員会（第11条・第12条）
- 第4章 雑則（第13条―第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書が区民の知る権利に不可欠であり、健全な民主主義の根幹を支える区民共有の知的資源であることに鑑み、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、公文書の管理に関する基本的事項を定めることによりその適正な管理を図り、もって効率的で、適正かつ透明性の高い区政運営を確保するとともに、参加と協働の区政を実現し、区の諸活動について現在及び将来の区民に説明する責務を全うすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。）であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 世田谷区情報公開条例施行規則（平成13年7月世田谷区規則第84号）第3条各号に掲げる区の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（他の法令等との関係）

第3条 公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

（公文書の作成）

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯を含めた意思決定に至る過程並

びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

（整理）

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書をその性質、内容等に応じて分類し、名称を付するとともに、当該公文書の重要性、利用の頻度、法令等との関係性その他の事項を考慮して、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「フォルダ」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、フォルダについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、職務の遂行上必要があるときは、その必要な限度において、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

（保存）

第6条 実施機関は、フォルダ及び単独で管理している公文書（以下「フォルダ等」という。）について、当該フォルダ等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために、必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（フォルダ管理表）

第7条 実施機関は、フォルダ等の管理を適切に行うため、フォルダ等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「フォルダ管理表」という。）に記載しなければならない。

2 実施機関は、フォルダ管理表について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（廃棄）

第8条 実施機関は、保存期間の満了したフォルダ等については、適切な方法により、これを廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による廃棄をしようとするときは、そのフォルダ等の目録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、あらかじめ第11条に規定する世田谷区公文書管理委員会の意見を聴かなければならない。

（管理状況の報告等）

第9条 区長以外の実施機関は、フォルダ管理表の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、区長に報告しなければならない。

2 区長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 区長は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合は、他の実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

（公文書管理規則等）

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（次項において「公文書管理規則等」という。）を設けなければならない。

2 実施機関は、公文書管理規則等を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 世田谷区公文書管理委員会（設置）

第11条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、区長から諮問を受けた事項について調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項のほか、公文書の管理に関する重要な事項について、区長に意見を述べるができる。（組織等）

第12条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、公文書の管理に関して優れた識見を有する者その他の必要と認める者のうちから、区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らすはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 この条例に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第4章 雑則

（職員の責務及び職員に対する研修）

第13条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、自らの責任を自覚して公文書を管理するよう努めなければならない。

2 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の適正な管理を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置）

第14条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（出資法人等の文書の管理）

第15条 区が出資その他の財政支出等を行う法人等であって、区長が別に定めるもの（次項において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第8条第2項の規定は、施行日以後に保存期間の満了するフォルダ等について適用する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第19条の2 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 一時保護業務手当

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（一時保護業務手当）

第7条 一時保護業務手当は、一時保護所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童を一時保護する

施設をいう。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「、世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館別館」を削る。

第20条第1項中「世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立玉川区民会館」を「世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館」に、「世田谷区立北沢区民会館等」を「世田谷区立世田谷区民会館別館等」に改め、同条第2項中「世田谷区立北沢区民会館等」を「世田谷区立世田谷区民会館別館等」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立 世田谷区民 会館	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円	220,320円	264,240円
	集会室	15,180円	18,210円	22,830円	27,320円	88,010円	45,540円	60,850円	72,860円
世田谷区立 烏山区民会 館	ホール	27,850円	33,390円	41,840円	50,160円	69,690円	83,550円	111,540円	133,710円
	集会室	6,600円	7,920円	10,030円	12,010円	16,630円	19,930円	26,660円	31,940円

別表第3備考第4号中「午後5時30分から午後10時までの」及び「午前9時から午後10時までの」を削る。

別表第4 その他の設備の部に次のように加える。

浴室	1室 1回	1,500円
----	-------	--------

別表第4の2備考以外の部分を次のように改める。

別表第4の2 (第20条関係)

名称	種別	午前		午後		夜間				全日	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	午後5時30分から午後10時まで	平日	日曜日、土曜日及び休日	午後9時から午後10時まで	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立 世田谷区民 会館別館	第1集会室	12,580円	15,010円	18,870円	22,590円	31,460円	37,750円	45,040円	50,330円	60,340円	67,630円
		2,710円	3,140円	4,140円	4,860円	6,860円	8,150円	9,720円	11,010円	13,010円	14,580円
		2,280円	2,710円	3,570円	4,290円	5,860円	7,000円	8,290円	9,430円	11,290円	12,580円
世田谷区立 北沢区民会 館	ホール	30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円	120,830円	144,850円		
		39,180円	46,900円	58,910円	70,640円	98,090円	117,540円	157,010円	188,180円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
世田谷区立 北沢区民会 館別館	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		7,150円	8,580円	10,860円	13,010円	18,010円	21,590円	28,880円	34,600円		
		9,000円	10,720円	13,580円	16,300円	22,590円	27,020円	36,170円	43,320円		
世田谷区立 玉川区民会 館	ホール	30,700円	36,840円	46,200円	55,440円	76,800円	92,160円	123,000円	147,600円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
世田谷区立 玉川区民会 館別館	集会室	7,150円	8,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,450円	28,600円	34,320円		
		30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円	120,830円	144,850円		
		2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円	8,000円	9,580円		
		2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円	8,000円	9,580円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
世田谷区立 北沢区民会 館	集会室A	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		
		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円		

プロセニアム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台(以下「通常舞台」という。)を設定する場合は舞台を設定しない場合

通常舞台以外の舞台を設定する場合



別表第4の3その他の設備の部浴室の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第4の3その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。
- 3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定に基づき納付された使用料とみなす。
- 4 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみなす。
- 5 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。

世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例

- （目的及び設置）
- 第1条 養護を緊急に要することとなった高齢者その他在宅生活を継続することが困難となった高齢者の一時的な援助を行うため、世田谷区立高齢者一時生活援助施設（以下「一時生活援助施設」という。）を設置する。
- （名称及び位置）
- 第2条 一時生活援助施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
- (1) 名称 世田谷区立高齢者一時生活援助施設ほのぼの
  - (2) 位置 東京都世田谷区南烏山四丁目28番3号
- （事業）
- 第3条 一時生活援助施設は、第1条に規

定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) その居室を利用に供するとともに、日常生活の援助を行うこと。
  - (2) 利用者（一時生活援助施設の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の健康管理、生活相談等に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。
- （居室）
- 第4条 一時生活援助施設には、居室を5室設ける。
- （利用することができる者の範囲）
- 第5条 一時生活援助施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、区長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (1) 区内に住所又は居所を有する者であって、65歳以上のものであること。
  - (2) やむを得ない理由により、前号の住所又は居所において生活を続けることが困難であり、かつ、他の住所又は一時滞在施設等を確保することが困難であること。
  - (3) 居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホームその他これに類する施設における居室を含む。）における生活への復帰が見込まれること。
- （利用の手続等）
- 第6条 一時生活援助施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、事前申請をすることができない事由があると区長が認めるときは、事後にその承認を求めることができる。
- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時生活援助施設の利用の承認をしないものとする。
- (1) 管理上支障があるとき。
  - (2) 第1条の目的に合致した利用であると認められないとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、一時生活援助施設を利用させることが不適当であると区長が認めるとき。
- （利用の条件）
- 第7条 区長は、一時生活援助施設の利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。
- 2 区長は、管理上必要と認めるときは、前項の条件を変更することができる。（利用の承認の取消し等）
- 第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時生活援助施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。
- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (2) 災害等により一時生活援助施設を利用に供することができないとき。
  - (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- （利用期間）
- 第9条 一時生活援助施設の利用期間は、6月以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、必要な限度において利用期間を延長することができる。（使用料）
- 第10条 一時生活援助施設の使用料は、月額41,000円とする。
- 2 一時生活援助施設の利用を開始した日が月の中途である場合のその月の使用料は、当該利用を開始した日から起算して日割により定める。
  - 3 一時生活援助施設を退去した日が月の末日でない場合のその月の使用料は、その日に至るまでの日割により定める。
  - 4 前2項の規定による日割計算は、1月を30日として計算し、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。（使用料の減免）
- 第11条 区長は、規則で定めるところにより、前条の使用料を、利用者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助を受けている者を除く。）の前年の収入額に応じて減額することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
    - (1) 利用者の身体又は財産が災害等により容易に回復し難い被害を受けたため、特に費用を要するとき。
    - (2) 利用者の責めに帰すべき理由によらないで、一時生活援助施設を利用することができないとき。
    - (3) 失職、疾病その他の理由により収入が減少し、前条の使用料を納付することが困難なとき。
    - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。
- （利用者の費用負担）
- 第12条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。
- (1) 電気、ガス及び上下水道に係る費用
  - (2) 食材料に係る費用
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用者に負担させることが適当と認める費用
- （共益費）
- 第13条 区長は、前条各号に掲げる費用のうち利用者の共通の利益を図るため、特に必要と認められたものを共益費として当該利用者から徴収することができる。（納期）
- 第14条 利用者は、一時生活援助施設を利用した月（以下「利用月」という。）の翌月の末日までに、利用月の使用料及び前2条に規定する費用を納付しなければならない。（使用料の不還付）
- 第15条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。（保管義務）

# 世田谷区公報

第16条 利用者は、一時生活援助施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

（損害賠償）

第17条 一時生活援助施設又はその設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認め損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第18条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（退去）

第19条 利用者は、一時生活援助施設の利用の承認を受けた期間の終了日前に一時生活援助施設を退去しようとするときは、あらかじめ区長にその旨を届け出なければならない。

2 利用者は、一時生活援助施設を退去しようとするときは、当該利用者の負担においてこれを原状に回復しなければならない。

3 区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定による原状回復の義務を免除することができる。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例の廃止）

2 世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例（平成12年3月世田谷区条例第54号。以下「在宅復帰施設条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に在宅復帰施設条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、現在在宅復帰施設条例の規定により世田谷区立高齢者在宅復帰施設（以下「在宅復帰施設」という。）を利用している者は、利用者とみなす。この場合において、利用者とはみなされる者に係る一時生活援助施設の利用期間は、第9条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る在宅復帰施設の利用期間の残存期間と同一の期間とする。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第44条中「を与え、人格を辱める行為を

する等、その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第41条中「を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「を保護するため、」を「の命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、」に、「児童相談所や自主活動をしている団体」を「子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体など」に、「のための仕組みをつくるよう」を「に」に改める。

第15条第6項を削る。

第24条第3項中「第15条第6項と」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づく合議制の機関として」を「並びに特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく区長の附属機関として、」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第26条中「を与え、人格を辱める等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条中「を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条中「を与え、人格を辱める等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第45条中「及び第48条」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項第2号及び第45条の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第3条第1項及び第3項の規定により、区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（認定こども園の種類）

第3条 認定こども園は、次の各号のいずれかの類型に該当するものとする。

- (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であるものをいう。ア 単独型 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って

編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物並びにその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 並列型 その認定こども園を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標（以下この条において「目標」という。）が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

(イ) 年齢区分型 その認定こども園を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、規則で定めるものをいう。

（学級の編製の基準）

第4条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員の配置の基準）

第5条 認定こども園には、認定こども園の長を置くほか、子どもの教育及び保育に従事する者（以下「保育従事職員」という。）並びに調理員を置かなければならない。ただし、第8条第5項の規定により調理業務の全部を委託する認定こども園においては、調理員を置かないことができる。

2 認定こども園の職員の配置は、認定こども園を構成する各施設の職員の配置の基準に加え、規則で定める基準を満たさ

なければならない。

（保育従事職員の資格）

第6条 保育従事職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 満3歳未満の子どもに対する保育従事職員 児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けていること（規則で定める場合を除く。）。

(2) 満3歳以上の子どもに対する保育従事職員 幼稚園に係る教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有し、かつ、登録を受けていること（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者を置くことが困難である認定こども園に係る保育従事職員にあっては、いずれかの要件を備えていること。）。

2 前項第2号の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、共通利用時間以外における保育従事職員は、登録を受けた者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（施設及び設備）

第7条 認定こども園の建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切かつ一体的な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園を構成する幼稚園のうち、並列型及び年齢区分型にあっては幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第8条から第12条までに規定する基準（以下「設置基準」という。）を満たすものとし、単独型にあっては設置基準を満たし、かつ、幼稚園設置基準第11条第5号に規定する給食施設を有するものとする。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 認定こども園を構成する保育所は、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）第41条に規定する基準を満たすものとする。

4 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（第1号の乳児室又はほふく室については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入所させる場合に限る。）を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第2号の保育室と第3号の遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 乳児室又はほふく室
- (2) 保育室
- (3) 遊戯室
- (4) 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋

外遊戯場に代わるべき場所を含む。）

- (5) 医務室
- (6) 調理室
- (7) 便所

5 前項第1号の乳児室若しくはほふく室、同項第2号の保育室、同項第3号の遊戯室又は同項第7号の便所（以下この項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上に設けることができる。

6 第4項各号に掲げる設備は、保育に適切なものとして規則で定める要件を満たさなければならない。

（食事）

第8条 認定こども園において、保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 認定こども園において、子どもに食事を提供するときは、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事を当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

6 前項に規定する方法により食事を提供する場合には、前条第4項第6号の調理室を設けないことができる。この場合において、その認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けなければならない。

（教育及び保育の内容）

第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づかなければならない。

2 前項の教育及び保育の内容は、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

（保育従事職員の資質の向上等）

第10条 認定こども園は、規則で定めるところにより、保育従事職員の資質の向上等を図らなければならない。

（子育て支援事業の内容）

第11条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基

本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを目的として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供することができる体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。  
(認定こども園の長)

第12条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理及び運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち、第3条第1号イに規定する施設にあっては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くほか、これらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。  
(教育及び保育を行う期間及び時間)

第13条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、子どもの保護者の労働時間、地域の実情等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。  
(情報開示)

第14条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、その情報の開示に努めなければならない。  
(平等取扱原則)

第15条 認定こども園は、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。)の防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子ども等、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、区との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。  
(一般的基準)

第16条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えなければならない。  
(運営状況の評価等)

第17条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教

育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(掲示)

第18条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、その施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)第2条の規定に基づき世田谷区(以下「区」という。)が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に係る事項のうち、法第13条第1項の規定により、区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。  
(目的)

第2条 この設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。  
(用語の意義)

第3条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例による。  
(設備運営基準の向上)

第4条 区長は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、世田谷区児童福祉審議会条例(令和元年10月世田谷区条例第29号)第1条の世田谷区児童福祉審議会の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。  
(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第5条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者

及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、安全に通園することができる環境にこれを定めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、その目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切なものでなければならない。  
(学級の編制の基準)

第6条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。  
(職員の配置の基準)

第7条 幼保連携型認定こども園の職員の配置は、規則で定める基準を満たさなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かななければならない。ただし、第19条第5項の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員  
(園舎及び園庭)

第8条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

2 園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 次条第1項第2号の乳児室若しくはほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室又は同項第7号の便所(以下この項及び第25条において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上に設けることができる。

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

5 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。  
(園舎に設けるべき設備)

第9条 園舎には、次に掲げる設備(第2号の乳児室又はほふく室については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第1号の職員室と第5号の保健室及び第3号の保育室と第4号の遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室

<p>(5) 保健室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p> <p>2 前項第3号の保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児に対する食事の提供を第19条第5項に規定する方法により行う幼保連携型認定子ども園は、調理室を設けなければならない。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けなければならない。</p> <p>4 第1項第8号の飲料水用設備は、同号の手洗用設備及び足洗用設備と区別して設けなければならない。</p> <p>5 第1項第2号から第4号までに掲げる設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>6 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を設けるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 放送聴取設備 (2) 映写設備 (3) 水遊び場 (4) 園児清浄用設備 (5) 図書室 (6) 会議室 (園具及び教具)</p> <p>第10条 幼保連携型認定子ども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定子ども園は、前項の園具及び教具について常にその改善を図り、補充を行わなければならない。 (教育及び保育を行う期間及び時間)</p> <p>第11条 幼保連携型認定子ども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。 (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。 (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。</p> <p>2 前項第3号の教育及び保育の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。</p> <p>3 幼保連携型認定子ども園における開園</p>	<p>日数及び開園時間は、規則で定める。 (子育て支援事業の内容)</p> <p>第12条 幼保連携型認定子ども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを目的として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供することができる体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。 (掲示)</p> <p>第13条 幼保連携型認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、その施設が幼保連携型認定子ども園である旨を掲示しなければならない。 (履修困難な教育内容の指導)</p> <p>第14条 幼保連携型認定子ども園は、その園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容を指導するに当たっては、当該園児の心身の状況に適合するように指導するよう努めなければならない。 (職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第15条 幼保連携型認定子ども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に規定する幼保連携型認定子ども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定子ども園は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (園児への平等取扱原則)</p> <p>第16条 幼保連携型認定子ども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第17条 幼保連携型認定子ども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第18条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。 (食事)</p> <p>第19条 幼保連携型認定子ども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定子ども園内で調理する方法（第25条の規定により、当該幼保連携型認定子ども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定子ども園において、園児に食事を提供するときは、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の</p>	<p>身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によるなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>4 幼保連携型認定子ども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす幼保連携型認定子ども園は、当該幼保連携型認定子ども園の満3歳以上の園児に対する食事を当該幼保連携型認定子ども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。 (秘密保持等)</p> <p>第20条 幼保連携型認定子ども園の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 幼保連携型認定子ども園は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応)</p> <p>第21条 幼保連携型認定子ども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その行った保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定子ども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、区又は東京都から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 幼保連携型認定子ども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協方するよう努めなければならない。 (非常災害対策)</p> <p>第22条 幼保連携型認定子ども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。 (保護者との連絡)</p> <p>第23条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 (他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)</p> <p>第24条 幼保連携型認定子ども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定子ども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職</p>
---	---	---

員については、この限りでない。  
(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときは設備の基準)

第25条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 第8条から第10条までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。)であって、区内に存するものの設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年7月世田谷区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「施設又は」を削り、同条に次の1項を加える。

- 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第14条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物(以下この項において「計画に係る建築物」という。)の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める設備を設ける部分の床面積の合計(当該床面積の合計が計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該計画に係る建築物の延べ面積の10分の1)は、算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例(平成2年3月世田谷区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号ただし書中「区長」を「区が指定する法人を連帯保証人とする場合又は区長」に改め、「連帯保証人」の次に「の連署」を加える。

第13条第1項第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「指定する」を「定める」に改める。

第21条第4項中「に該当すること」を

「の規定」に、「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改め、「相当する額」の次に「以下」を加える。

別表世田谷区営シティコート世田谷給田の項中「50」を「51」に改め、同表世田谷区営フローレル北烏山の項中「18」を「20」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例の一部を改正する条例

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例(平成6年11月世田谷区条例第49号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号ただし書及び第35条第1項第1号ただし書中「区長」を「区が指定する法人を連帯保証人とする場合又は区長」に改める。

第37条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同居予定者のうち、最も年少の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日(以下この項において「基準日」という。)が、前項の規定による使用の承認(以下「定期使用承認」という。)の日から10年を経過した日以降に到来する場合は、基準日までとすることができる。

第37条第3項中「第1項に規定する使用の承認(以下「定期使用承認」という。)」を「定期使用承認」に、「同項」を「第1項」に改める。

第46条第1項第8号中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(2)の款世田谷区立梅丘やまぼうし公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立うめとびあ公園	東京都世田谷区松原六丁目37番13号
--------------	--------------------

別表第1の3の部(4)の款世田谷区立岡本静嘉堂緑地の項の次に次のように加える。

世田谷区立岡本の丘緑地	東京都世田谷区岡本二丁目33番20号
-------------	--------------------

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において使用する用語の意義は、道路交通法(昭和35年法律第105号)において使用する用語の例による。

第3条の見出し中「区長」を「区」に改め、同条に次の1項を加える。

4 区長は、自転車等を安全で適正に利用するための総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

第4条中「実施する」の次に「自転車に係る道路交通環境の整備、自転車の安全利用の促進及び」を加える。

第5条の見出し中「及び所有者」を、「所有者等」に改め、同条第2項中「道路交通法その他の法令」を「イヤホン、スマートフォン等の携帯電話用装置等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転をしないことその他の道路交通法等で定める事項」に、「の安全な利用に努めなければならない」を「を安全に利用しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 自転車の利用者は、道路において幼児を同乗させて当該自転車を利用するときは、当該幼児に自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

第5条に次の5項を加える。

5 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、適切にこれを施錠するよう努めなければならない。

6 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が道路において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

7 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。

8 高齢者(65歳以上の者をいう。)は、自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

9 前条の規定は、自転車等の利用者、所有者等について準用する。

第5条の次に次の1条を加える。  
(事業者の責務)

第5条の2 事業者は、その従業者に自転車を利用する者がいるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 第4条の規定は、事業者について準用する。

第6条中「自転車の小売を業とする者」の次に「(次項において「小売業者」という。)」を加え、「当該自転車に所有者の住所及び氏名又は名称を明記すること及び」を削り、「の勧奨に努めるとともに、区長

が実施する施策に協力しなければならない」を「を勧奨し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、小売業者について準用する。

第6条の次に次の2条を加える。

（自転車等駐車施設の所有者及び管理者の責務）

第6条の2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、自転車を貸し付けるに当たっては、その借受人に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。

2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、貸付けを行う自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等（自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。次条において同じ。）自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。

4 第4条の規定は、自転車等駐車施設の所有者及び管理者について準用する。  
（学校の設置者等の責務）

第6条の3 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置者（国、地方公共団体及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）は、児童、生徒及びそれらの保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。

2 保育所、託児所等の運営者は、当該保育所、託児所等を利用する乳児又は幼児の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。

第17条第1項第3号中「前2号」を「前3号に掲げるもの」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 虚偽の申請、機器の破壊等の不正な手段により、使用の承認、駐車券の交付若しくは再交付を受け、又は区立自転車等駐車場を使用したとき。

第22条の見出し中「撤去」を「撤去等」に改め、同条中「及び第14条の使用の承認」を「、第14条第1項の承認」に改め、「受けていないもの」の次に「及び第17条の規定により使用を制限されたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定に該当する自転車等に、警告することを示したものを取り付けることができる。

第25条中「別表第2の2に定める種類及び発行価額の回数券を」を「別表第2の2

左欄に掲げる種類の回数券を同表右欄に掲げる発行価額を上回らない範囲において」に改める。

第3章第1節中第26条の次に次の1条を加える。

（自動二輪車の使用の特例）

第26条の2 区立、自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので規則で定めるものについては、自動二輪車（大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下同じ。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の駐車のために使用させることができる。

2 この節の規定は、自動二輪車による区立自転車等駐車場の使用について準用する。

第39条第1項を次のように改める。

区長は、禁止区域外に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者又は所有者に対し、これを放置しないよう警告することができる。

第39条第2項中「前項」を「前2項」に、「区民及び」を「区民又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定による自転車等の放置に係る警告をした日を起算日とし、3日以上経過してもなお引き続き放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

第41条第1項中「第22条、第38条及び第39条」を「第22条第1項、第38条若しくは第39条第2項若しくは第3項」に改め、「撤去した自転車等」の次に「又は第26条の2第2項において準用する第22条第1項の規定により撤去した自動二輪車」を加える。

第42条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を「自転車等を撤去する前に当該自転車等に係る盗難の被害届が警察署に提出されていることが明らかになった」に改め、同項各号を削る。

第43条中「撤去自転車等及び」を「撤去自転車等（第26条の2第2項において準用する第22条第1項の規定により撤去した自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）及び」に、「法令の定めるところを」を「当該撤去自転車等を売却し、及びその売却した代金を保管し、又はこれを廃棄する等の方法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により売却した撤去自転車等について、第41条第1項の規定による公示の日から起算して6月以内に、当該撤去自転車等の利用者又は所有者が当該撤去自転車等の返還を求めたときは、前条第1項に規定する費用を徴収した後に、その売却代金を返還するものとする。

別表第2の1の部に次のように加える。

自動二輪車	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
-------	---------	---------	--------	--------

別表第2の2の部に次のように加える。

自動二輪車	800円
-------	------

別表第2の3の部に次のように加える。

自動二輪車	24時間以内	800円
-------	--------	------

別表第2の2に次のように加える。

自動二輪車用回数券（800円券12枚つづり）	8,000円
------------------------	--------

別表第4を次のように改める。

自転車	3,000円
原動機付自転車	4,000円
普通自動二輪車で総排気量0.25リットル以下のもの	7,000円
普通自動二輪車で総排気量0.25リットルを超えるもの及び大型自動二輪車	8,000円

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定及び同条に5項を加える改正規定（第6項に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第39条の規定は、施行日以後に放置された自転車等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する自転車等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に放置された自転車等については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第42条第2項の規定は、施行日以後に撤去した自転車等について適用し、施行日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

（世田谷区立教育センター条例の一部改正）  
第1条 世田谷区立教育センター条例（昭和63年3月世田谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区立教育総合センター条例  
第1条中「教育・文化」を「総合的な教育」に、「東京都世田谷区弦巻三丁目16番8号」を「東京都世田谷区若林五丁目38番1号」に、「世田谷区立教育センター（以下「教育センター」を「世田谷区立教育総合センター（以下「教育総合センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分及び第7号中「教育センター」を「教育総合センター」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 学校等の活動に対する総合的な支援に関すること。

(4) 乳幼児期における教育及び保育の支援に関すること。

第3条各号列記以外の部分中「教育センター」を「教育総合センター」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 教育研究施設
- (2) 教育研修施設

# 世田谷区公報

(3) 教育相談施設  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、前条各号に掲げる事業を実施するために委員会が必要と認める施設

第4条中「教育センター」を「教育総合センター」に改める。

第5条から第10条までを削り、第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。別表を削る。

(世田谷区立図書館条例の一部改正)

第2条 世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第2号中「前号」を下前2号に改め、同号を同条第3号とし同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) プラネタリウムに関する事業（中央図書館に限る。）

第8条を第16条とし、第7条の次に次の8条を加える。

(附帯施設)

第8条 中央図書館には、プラネタリウムを設ける。

(プラネタリウムの観覧)

第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(観覧の不承認)

第10条 教育委員会は、施設の管理上支障があると認めるときは、観覧の承認をしない。

(観覧の条件)

第11条 教育委員会は、観覧の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。

(観覧料)

第12条 プラネタリウムの観覧料（以下「観覧料」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第13条 既に納めた観覧料は、還付しない。ただし、プラネタリウムの観覧の承認を受けた者（以下「観覧者」という。）の責任でない理由により観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。

(承認の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観覧の承認を取り消し、観覧の条件を変更し又は観覧を停止することができる。

(1) 観覧者が観覧の条件に違反したとき。  
 (2) 観覧者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により観覧することができなくなったとき。

(損害賠償)

第15条 施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。た

だし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

区分	一般投影		特別投影
	個人	団体(1人につき)	
大人	400円	320円	1,000円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
小人	100円	80円	500円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

備考

- 1 学齢に達しない者（6歳以下の未就学の者をいう。以下同じ。）は、無料とする。
- 2 団体とは、20人（学齢に達しない者を除く。）以上の集団をいう。
- 3 大人とは、学齢に達しない者及び小人以外の者をいう。
- 4 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

附則

この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和2年3月4日

世田谷区長 保 坂 展 人

### 世田谷区規則第11号

世田谷区公文書管理委員会規則

### 世田谷区規則第12号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第13号

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第14号

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

### 世田谷区規則第15号

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

### 世田谷区規則第16号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

### 世田谷区規則第17号

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第18号

世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公文書管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第13条第5項の規定に基づき、世田谷区公文書管理委員会（以下「委員会」とい

う。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(招集)

第3条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第5条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部政情課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年10月世田谷区規則第119号）の一部を次のように改正する。



# 世田谷区公報

令和2年3月25日（臨時号）

第2条中「第3条から第6条まで」を「第3条から第7条まで」に改める。		第5条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。		別表に次のように加える。	
一時保護業務手当	一時保護所（条例第7条第1項に規定する一時保護所をいう。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したとき。	日額	1,470円		
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立区民会館条例施行規則（昭和57年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第11条中「世田谷区立北沢区民会館等」を「世田谷区立世田谷区民会館別館等」に改める。</p>		<p>第15条第2項第4号中「区民会館の」を「区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館を除く。）の」に改め、「（世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館に限る。）」を削る。</p> <p>第19条第2項各号列記以外の部分中「世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館に限る」を「世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館を除く」に改め、同項第</p>		<p>1号中「区民会館の」を「区民会館（世田谷区立烏山区民会館に限る。）の」に改め、「（世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。）」を削り、同項第2号中「区民会館の」を「区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館を除く。）の」に改め、「（世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館に限る。）」を削る。</p>	
別表第2の1の部舞台器具の款松羽目の項の次に次のように加える。					
背景幕	1式 1回		1,500円		
別表第2の1の部舞台器具の款平台の項の次に次のように加える。					
山台	1台 1回		400円	大きさを問わない。	
別表第2の1の部音響器具の款拡声装置の項を次のように改める。					
拡声装置	大	1式 1回	3,000円	ホールに限る。アンプ、常設スピーカー及びミキサーをいう。	
	小		1,500円		
別表第2の1の部音響器具の款ダイレクトボックスの項の次に次のように加える。					
サブウーハー	1式 1回		1,000円	移動式	
別表第2の1の部音響器具の款ポータブルミキサーの項を次のように改める。					
ポータブルミキサー	12チャンネル以下のもの	1台 1回	1,000円		
	12チャンネルを超えるもの		2,000円		
別表第2の1の部照明器具の款スポットライトの項及びピンスポットライトの項を次のように改める。					
スポットライト	500ワット以下のもの	1台 1回	300円	白熱灯使用のピンスポットライトを含む。	
	500ワットを超え1キロワット以下のもの		500円		
	1キロワットを超えるもの		700円		
ピンスポットライト	1キロワット以下のもの	1台 1回	1,500円	放電管使用のものに限る。	
	1キロワットを超えるもの		2,000円		
別表第2の1の部音響器具の款拡声装置の項を次のように改める。					
バーライト	1台 1回		300円		
ストリップライト	1回路 1回		300円		
別表第2の1の部映写器具の款映写機の項中					
ビデオカメラ			1,000円		
を	ビデオカメラ		1,000円	に改め、同表の2の部に次のように加える。	
	DVDプレーヤー		1,000円		

浴室	1室 1回	1,500円
----	-------	--------

別表第2の2の1の部音響器具の款ポータブルミキサーの項中「以下」を「以下のもの」に改め、同部照明器具の款スポットライトの項中「500ワット以下」を「500ワット以下のもの」に、「500ワットを超え1キロワット以下」を「500ワットを超え1キロワット以下のもの」に改め、同部ペンスポットライトの項中「以下」を「以下のもの」に改め、同部ストリップライトの項中「1本」を「1回路」に改め、同部映写器具の款映写機の項中

	スライド	
--	------	--

を

A	1,500円
B	500円

に、「DVDレ

コーダー」を「DVDプレーヤー」に改め、同表の2の部浴室の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条、第15条第2項第4号及び第19条第2項の改正規定並びに別表第2の2の1の部映写器具の款映写機の項の改正規定（「DVDレコーダー」を「DVDプレーヤー」に改める部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（第3条-第6条）
- 第3章 幼保連携型認定こども園（第7条-第12条）
- 第4章 雑則（第13条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

（認定の申請）

第3条 法第4条第1項の規定による法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする者が区長に対して行う認定の申請は、認定こども園認定申請書（第1号様式）に法第4条第1項に規定する要件に適合していることを証する書類として区長が別に定めるものを添付して行うものとする。

2 区長は、法第3条第1項又は第3項の規定により認定した場合にあっては認定こども園認定書（第2号様式）を、認定しないことを決定した場合にあっては認定こども園不認定決定通知書（第3号様式）を、それぞれの申請者に対して交付するものとする。

（変更の届出）

第4条 法第29条第1項の規定による認定こども園の設置者が区長に対して行う届出は、認定こども園変更事項届出書（第4号様式）に区長が別に定める書類を添付して行うものとする。

（報告書の提出）

第5条 法第30条第1項の規定による認定こども園の設置者が区長に対して行う報告は、認定こども園運営状況報告書（第5号様式）に区長が別に定める書類を添付して行うものとする。

（認定の取消し）

第6条 区長は、法第7条第1項の規定により認定の取消しを行ったときは、当該取消しに係る認定こども園の設置者に対し、認定こども園認定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

第3章 幼保連携型認定こども園

（設置の届出又は認可の申請等）

第7条 法第34条第3項の規定による公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（第7号様式）に区長が別に定める書類を添付して行うものとする。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者が区長に対して行う認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第8号様式）に府省令第15条第1項に規定する書類及び区長が別に定めるものを添付して行うものとする。

3 区長は、法第17条第1項の規定により設置の認可を行ったときは、幼保連携型認定こども園設置認可書（第9号様式）を当該認可に係る申請者に対して交付するものとする。

4 法第17条第7項の規定による通知は、幼保連携型認定こども園設置不認可決定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（公私連携法人の指定等）

第8条 法第34条第1項の規定による指定を受けようとする同項に規定する学校法人又は社会福祉法人は、公私連携法人指定申請書（第11号様式）に必要な書類を添えて申請しなければならない。

2 区長は、法第34条第1項の規定により

公私連携法人として指定したときは、公私連携法人指定通知書（第12号様式）により、その旨を通知しなければならない。

3 区長は、法第34条第11項の規定により指定を取り消すときは、公私連携法人指定取消通知書（第13号様式）により、その旨を通知しなければならない。（幼保連携型認定こども園に係る変更の届出）

第9条 府省令第15条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者が区長に対して行う届出は、幼保連携型認定こども園変更事項届出書（第14号様式）に区長が別に定める書類を添付して行うものとする。

（廃止又は休止の認可の申請等）

第10条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者が区長に対して行う廃止又は休止の申請は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第15号様式）に府省令第17条に規定する書類及び区長が別に定めるものを添付して行うものとする。

2 区長は、法第17条第1項の規定により廃止又は休止の認可を行ったときは、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可書（第16号様式）を当該廃止又は休止の認可に係る申請者に対して交付するものとする。

（幼保連携型認定こども園に係る報告書の提出）

第11条 法第30条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者が区長に対して行う報告は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第17号様式）に区長が別に定める書類を添付して行うものとする。

（幼保連携型認定こども園に係る認可の取消し）

第12条 区長は、法第22条第1項の規定により認可の取消しを行ったときは、当該取消しに係る幼保連携型認定こども園の設置者に対し、幼保連携型認定こども園認可取消通知書（第18号様式）により通知するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第13条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
様式省略

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。  
 (保育機能施設)  
 第3条 条例第3条第3号の保育機能施設は、地方公共団体以外の者が設置する保育機能施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）の規定に基づき認証を受けているものとする。  
 (学級の編制の基準)  
 第4条 条例第4条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。  
 (1) 1学級の子どもの数は、35人以下とすること。  
 (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制するものとする。  
 (職員配置の基準)  
 第5条 条例第5条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。  
 (1) 認定子ども園（条例第1条に規定する認定子ども園をいう。以下同じ。）における保育従事職員（条例第5条第1項に規定する保育従事職員をいう。以下同じ。）を次の基準により配置すること。  
 ア 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上  
 イ 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上  
 ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上  
 エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上  
 (2) 学級には、専任の担任を1人以上配置すること。  
 2 前項第1号の保育従事職員の数は、同号に規定する方法により算定した数（10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）とする。ただし、同号ウ及びエに規定する方法により算定した数（10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数。次条第3項において「満3歳以上児の保育従事職員数」という。）が前項第2号に規定する方法により算定した必要な学級担任の数（以下この項において「学級担任数」という。）より少ないときは、前項第1号ア及びイに規定する方法により算定した数（10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数。次条第1項において「満3歳未満児の保育従事職員数」という。）に、学級担任数を加えた数とする。  
 3 前項の場合において、保育従事職員の数は、常時2人を下回ってはならない。  
 (保育従事職員の資格の特例)  
 第6条 条例第6条第1項第1号の規則で定める場合は、幼稚園型認定子ども園及び地方裁量型認定子ども園において、満

3歳未満児の保育従事職員数の6割以上の者が登録（同号に規定する登録をいう。以下同じ。）を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有するものとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者である場合とする。  
 2 条例第6条第2項ただし書の規則で定める場合は、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける時点において学級担任を幼稚園教諭免許状（条例第6条第1項第2号に規定する幼稚園教諭免許状をいう。以下同じ。）を有する者として困難である場合とする。この場合において登録を受けた者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものが幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、その者を学級担任とすることができる。  
 3 条例第6条第3項ただし書の規則で定める場合は、幼稚園型認定子ども園及び地方裁量型認定子ども園において、満3歳以上児の保育従事職員数の6割以上の者が登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有するものとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者である場合とする。  
 (施設及び設備)  
 第7条 条例第7条第2項ただし書の規則で定める基準は、子ども1人につき1.98平方メートル以上とする。  
 2 条例第7条第5項ただし書の規則で定める基準は、同項に規定する保育室等（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の各号のいずれにも該当するものとする。  
 (1) 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。  
 (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備を1以上設けていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

3階	常用	定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2

条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路  
3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- (3) 前号の表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかの設備までの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育機能施設の調理室（次のア又はイに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育機能施設の調理室の部分とを建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備を設けていること。
- イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、その調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。
- (5) 保育機能施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行うこと。
- (6) 保育室等その他子どもが入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備を設けていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。
- (8) 保育機能施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施していること。

3 条例第7条第6項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 乳児室又ははふく室の面積 満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。ただし、年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、満2歳未満の子どもについて、当該年度内に限り、1人当たり2.5平方メートル以上とすることができる。
- (2) 保育室又は遊戯室の面積 満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (3) 屋外遊戯場の面積 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

（調理設備の基準の特例）

第8条 条例第8条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対し食事を提供する責任を有するその認定子ども園の管理者が衛生面、栄養面等における業務上必要な

注意を払うことができる体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

- (2) その認定子ども園又は他の施設、保健所、区等の栄養士から、献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる体制を確保する等必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、その認定子ども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 調理業務を受託する者については、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者とする。
- (5) 認定子ども園は、食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（保育従事職員の資質の向上等）

第9条 条例第10条の規定により保育従事職員の資質の向上を図るために留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 保育従事職員は、自らその向上に努めること。
- (2) 認定子ども園の長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要の時間を確保することができるよう、午睡の時間、職員の勤務体制、職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 教育及び保育並びに子育て支援事業等多様な業務に資することができるように、認定子ども園の長を含めた職員に対する当該認定子ども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施すること。
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者と登録を受けた者との相互理解を図ること。
- (5) 認定子ども園の長は、認定子ども園を1つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく能力を向上させること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
（認定子ども園の保育従事職員の資格に関する特例）

2 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第5条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない保育従事職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第3項の規定により置かなければならない保育従事職員のうち1人は、区長が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると

認める者とするすることができる。

世田谷区幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（学級の編制の基準）

第3条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 1学級の園児の数は、35人以下とすること。
- (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

（職員の配置の基準）

第4条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この号において「保育教諭等」という。）を1人以上置くこと。ただし、特別の事情があると区長が認めるときは、専任の副園長若しくは教頭が保育教諭等を兼ねること又はその幼保連携型認定子ども園の学級数の3分の1を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって保育教諭等に代えることができる。
- (2) 幼保連携型認定子ども園は、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）として、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の職員を置くこと。この場合において、直接従事職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉

<p>法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、直接従事職員であるものの数をいう。</p> <p>2 直接従事職員の員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに右欄に定める員数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の1の項及び2の項の規定に基づき算出された員数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、この表に定める員数を1人増加するものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> </table>			の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>			を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段											
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段											
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段											
		を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段											
<p>（設備の基準）</p> <p>第5条 条例第8条第3項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける場合にあつては園舎が第1号、第2号及び第6号に、同条第2項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とし、保育室等を3階以上に設ける場合にあつては園舎が次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和35年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> <p>(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備を1以上設けていること。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">4階以上の階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造</td> </tr> </table>	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造	<p>(3) 前号の表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかの設備までの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次のア又はイに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とを建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備を設けていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、その調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。</p> <p>(5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行うこと。</p> <p>(6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備を設けていること。</p> <p>(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。</p> <p>(8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理を施していること。</p> <p>2 前項の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>（園舎及び園庭の面積）</p> <p>第6条 条例第8条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 園舎の面積は、次のア及びイの面積を合算した面積以上とする。</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（単位：平方メートル）</td> </tr> </table>	学級数	面積（単位：平方メートル）				
4階以上の階	常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段										
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造											
学級数	面積（単位：平方メートル）												

# 世田谷区公報

1学級	180
2学級以上	320に、学級数から2を減じた数に100を乗じて得た数を加えた数値の面積
イ 満3歳未満の園児の数に応じ、次条の規定により算定した面積 (2) 園庭の面積は、次のア及びイの面積を合算した面積以上とする。 ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	
学級数	面積（単位：平方メートル）
2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積
3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積
(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積 イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積 （乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積） 第7条 条例第9条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 乳児室又はほふく室の面積 満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (2) 保育室又は遊戯室の面積 満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上であること。 （開園日数及び開園時間） 第8条 条例第11条第3項に規定する開園日数は原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日数とし、同項	

に規定する開園時間は原則として11時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の長は、保護者の労働時間、地域の実情等を考慮して開園日数及び開園時間を定めることができるものとする。（調理設備の基準の特例）

第9条 条例第19条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 園児に対し食事を提供する責任を有するその幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) その幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、区等の栄養士から、献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる体制を確保する等必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務を受託する者については、その幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(4) 調理業務を受託する者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者とする。

(5) 幼保連携型認定こども園は、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（避難訓練及び消火訓練の実施）

第10条 条例第22条第2項の避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回実施しなければならない。

附 則  
（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

2 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における第4条第2号の規定の適用については、同号の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

3 施行日から起算して5年間は、直接従事職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

(1) 学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者であること。

(2) 教育時間以外の満3歳以上の園児の保育に直接従事する職員は、その6割以上の者が登録を受けた常勤の職員であること。

(3) 満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員であること。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

4 施行日の前日において現に幼稚園（当該幼稚園の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条、第6条第2号及び第7条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	第1号、第2号及び第6号に	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるものとし												
第6条第2号	ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積												
	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（単位：平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> </table>	学級数	面積（単位：平方メートル）	2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積	3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（単位：平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> </table>	学級数	面積（単位：平方メートル）	2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積	3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積
学級数	面積（単位：平方メートル）													
2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積													
3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積													
学級数	面積（単位：平方メートル）													
2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積													
3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積													
第7条第2号	満2歳以上の園児	条例第10条第1項第2号に規定する教育時間以外について、満2歳以上の園児												

5 施行日の前日において現に保育所（当該保育所の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条並びに第6条

<p>第1号及び第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規</p>	<p>定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える</p>	<p>ものとする。</p>						
<p>第5条</p>	<p>第1号、第2号及び第6号</p>	<p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第号）第14条第1号、第2号及び第6号</p>						
<p>第6条 第1号</p>	<p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="256 421 820 584"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（単位：平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320に、学級数から2を減じた数に100を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> </table>	学級数	面積（単位：平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320に、学級数から2を減じた数に100を乗じて得た数を加えた数値の面積	<p>ア 満3歳以上の園児の数に応じ、次条の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（単位：平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	320に、学級数から2を減じた数に100を乗じて得た数を加えた数値の面積							
<p>第6条 第2号</p>	<p>ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="256 701 820 898"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（単位：平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積</td> </tr> </table> <p>(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（単位：平方メートル）	2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積	3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積	<p>ア 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積（単位：平方メートル）							
2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積							
3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積							
<p>6 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第6条第2号イの面積以上の園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所の面積を同号の園庭の面積とすることができる。 この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 (1) 園児が安全に移動できる場所であること。 (2) 園児が安全に、かつ、日常的に利用できる場所であること。 (3) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 7 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第2号前段の規定により必要となる直接従事職員の数が1人となる場合には、当分の間、同号の規定により置かなければならない直接従事職員のうち1人は、同号の表備考第1号の規定にかかわらず、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として定めることができる。 8 第4条第2号の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許</p>	<p>法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 9 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じた直接従事職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員に応じて第4条第2号の規定により置かなければならない直接従事職員の数（以下この項において「規定職員数」という。）を超える場合における同号の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じた直接従事職員の総数から、規定職員数を差し引いて得た数の範囲で、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 10 前2項の規定により第4条第2号の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、常時同号の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。 11 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整</p>	<p>備に関する法律（平成30年法律第66号）第3条の規定による主務大臣が指定する地域における第7条第1号の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「あること」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中で満2歳未満の園児の年齢別定員の合計を超えて入園させる場合は、満2歳未満の園児1人につき2.5平方メートル以上とすることができる」と読み替えるものとする。  世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。 第5条第1項第6号中（含む。）の次に「、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。 27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する認定の申請又は同法第31条第1項に規定する変更の認定の申請 附 則 この規則は、公布の日から施行する。  世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区自転車条例施行規則（昭和59年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。 第12条の見出しを「（使用者カード等の交付）」に改め、同条第1項中「（料金納付</p>						

機が設置されている区立自転車等駐車場の定期使用者に限る。）」を削り、「定期駐車用ステッカー」の次に「(料金納付機が設置されていない区立自転車等駐車場においては、定期駐車用ステッカー)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 使用者カード及び定期駐車券の交付を受けた定期使用者は、区立自転車等駐車場の使用に当たっては、使用者カード及び定期駐車券を携帯しなければならない。第12条第3項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第13条第2項中「定期駐車券を提示する」を「指定管理者が定期駐車用ステッカーを確認し、及び定期使用者が利用料金を納付する」に改める。

第14条の見出しを「(使用者カード等の再交付)」に改める。

第15条中「第12条第2項」を「第12条第3項」に、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第19条の見出しを「(使用者カードの提示等)」に改め、同条第1項中「区立自転車等駐車場の使用に当たっては、定期駐車券を携帯し」を削り、「当該」を「使用者カード又は」に、「これ」を「当該使用者カード又は定期駐車券」に改める。

第22条の2中「第19条」の次に「、第22条」を加え、同条を第22条の3とする。

第22条の次に次の1条を加える。  
(自動二輪車の使用の特例)

第22条の2 条例第26条の2第1項の規則で定める区立自転車等駐車場の名称及び区分は、別表第2に定めるとおりする。

2 第8条から前条までの規定は、自動二輪車による区立自転車等駐車場の使用について準用する。

第26条中「(第12号様式)」を削る。

第27条中「第22条、第38条及び第39条の規定に基づき自転車等」を「第22条第1項、第38条若しくは第39条第2項若しくは第3項の規定により撤去しようとする自転車等又は条例第26条の2第2項において準用する条例第22条第1項の規定により撤去しようとする自動二輪車(以下「撤去対象自転車等」という。))」に、「、自転車等」を「、撤去対象自転車等」に、「当該自転車等」を「当該撤去対象自転車等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、切断したチェーン等の賠償の責めは負わないものとする。

第32条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第33条中「(以下「学校」という。))」を削る。

別表第2を次のように改め、同表を別表第3とする。

別表第2（第32条関係）

自転車	3,000円
原動機付自転車	4,000円
普通自動二輪車で総排気量0.250リットル以下のもの	7,000円
普通自動二輪車で総排気量0.250リットルを超えるもの及	8,000円

び大型自動二輪車	
----------	--

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第22条の2関係）

名称	区分
世田谷区立烏山中央自転車等駐車場	自動二輪車（総排気量0.250リットル以下のものに限る。）

第12号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条、第13条第2項、第14条の見出し、第15条、第19条の見出し及び同条第1項、第26条並びに第33条の改正規定並びに第12号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、施行日以後に区立自転車等駐車場（改正後の規則第8条に規定する区立自転車等駐車場をいう。以下同じ。）の定期使用（改正後の規則第10条に規定する定期使用をいう。以下同じ。）の承認を受ける者について適用し、施行日前に区立自転車等駐車場の定期使用の承認を受けた者については、なお従前の例による。